

# 補助金適正化ガイドライン



士 別 市

令和元年 8 月

# 目 次

I . 補助金適正化ガイドライン策定の意義……………	1
II . 補助金の分類……………	2
III . 補助金見直しの基本的視点……………	3
IV . 補助金適正化に向けた 10 の基準 ……………	4
V . 補助金見直しの流れ・新設・拡充……………	6
VI . 主な基準の適正化スケジュール……………	7
VII . 補助金見直しの検証・公表・例外……………	8

(様式) 補助金チェックシート

## 補助金適正化ガイドライン策定の意義

補助金は、地方自治法第232条の2による「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」を法的な根拠としており、様々な分野における政策目的を効率的かつ効果的に実現していくための有効な手段として活用されています。本市においても、多くの事業で補助金制度を活用し、行政サービスの実施に重要な役割を果たしています。

その一方で、補助金は、その性質上、その補助対象経費や算定根拠、さらにはその成果や効果が不明確になりやすいほか、長年にわたり継続した補助金の交付については、「既得権益化」しやすいなどの問題点が指摘されている実態があります。

補助金は、その交付の目的が、行政を補完し、公共の福祉を増進させるうえで、客観的に「公益上必要である場合」でなければなりません。また、補助金は、直接的な反対給付を伴わない一方的な支出であり、その原資の多くは、貴重な「市民の税金」であることから、その必要性について、十分な説明責任が果たされ、市民の理解を得られるものであり、その支出が財政運営に与える影響についても考慮する必要があります。

本市においては、これまで、平成19年に「『団体運営補助金の交付』に関する基本的な考え方」を策定し、併せて、「補助金交付規則取扱要領」を改正する中で「団体運営補助金のあり方」や「補助対象経費」などについて、見直しを図ってきましたが、策定から10年を経過し、新たな行政サービスへの対応や社会経済情勢の変化に応じた適切な施策の展開と最適化を図る必要があります。

30年度から新たにスタートした「まちづくり総合計画」を着実に実施していくため、「行財政運営戦略」を策定し、その実施計画の中で、「歳出改革」の重要な位置づけとして、「補助金適正化ガイドライン」の策定を示しました。

人口減少が進む中でも市民が安心して暮らせるまちづくりと、まちの活性化につながる「地方創生」を推進していくためには、将来予測される財源の減少に対応できる「財政構造の改革」と「体質の改善」を進めていかなければなりません。その一環として、本市における補助金に対する考え方を明確に示すことで、より効率的で適正な補助金のあり方に関する全市的な見直しの基準として本ガイドラインを策定するものです。

## 補助金の分類

補助金の見直しにあたり、現行の補助金を下表のとおり分類し、交付基準の明確化、効果等の評価を行うこととします。

分 類	内 容
<b>制度的補助金</b>	
①国・道等の制度に基づく補助	法令に定めのあるもの、国・道等の制度によるもの、及び、他の市町村との協議に基づき補助するもの
<b>政策的補助金</b>	
②個人補助	市が独自で政策的に個人に対して補助するもの
<b>団体運営費補助</b>	
③市施策補完型補助	市の施策を補完するために活動する団体、公的な性格が強い団体等に対する補助
④団体支援型補助	団体への経費負担的な要素が強い援助型の補助
<b>事業費補助</b>	
⑤行政サービス補完・奨励事業補助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政サービスを補完、または代替する取組み（事業）に対する補助</li> <li>・団体等が自主的に行う事業について、公益性等が高いものに対し、奨励・援助する目的で補助するもの</li> </ul>
⑥イベント・大会補助	まつり、スポーツ、文化活動等のイベント、大会の実施経費に対する補助
⑦建設事業補助	団体等が行う施設・設備等の建設、修繕、維持管理等にかかる事業に対する補助
⑧利子補給補助	利子や信用保証料等の一部または全部を補助することで、事業目的を達成しようとするもの
⑨その他の補助	上記分類のいずれにも属さないもの

## 補助金見直しの基本的な視点

補助金の見直しにあたり、次に示す基本的な視点を踏まえ、市民の理解を得られる適切な内容となっているか検証を行い、適切でない場合は、廃止・整理統合を含めた補助のあり方を検討すべきものとします。

視 点	考え方	チェックポイント
公益性	社会経済情勢や市民ニーズの変化を踏まえながら、広く市民の利益に寄与する「公益性」が認められるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会経済情勢や市民ニーズの変化に対応しているか</li> <li>・本来の目的と事業内容が合致しているか</li> <li>・達成基準が明確になっているか</li> <li>・市民の利益に広く寄与しているか</li> <li>・客観的に見て明確な公益性が認められるか</li> </ul>
必要性	廃止・縮小、その場合の影響など、不断の検証を行い、行政が関与する客観的な「必要性」が認められるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政が関与し続ける必要があるか</li> <li>・民間等において類似事業や代替事業が他にないか</li> <li>・補助金創設時と比べて目的が希薄化していないか</li> <li>・廃止・縮小を含めて必要性を検討した経過があるか</li> </ul>
公平性	長期化、既得権化などの弊害がないよう、広範な対象に配慮した「公平性」が担保されているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既得権化していないか</li> <li>・特定団体に固定化されていないか</li> <li>・長期化していないか</li> </ul>
自主性	補助対象事業者の「自主性」が発揮され、自立に向けた財源確保等の努力が推進されているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主財源の確保など自立に向けた姿勢が希薄でないか</li> <li>・経費節減や効率化に向けた取り組みがなされているか</li> </ul>
透明性	補助制度や事業内容等に関する積極的な市民周知等、「透明性」が確保されているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助制度に関する市民周知が十分にされているか</li> <li>・事業内容に関する市民周知が十分にされているか</li> </ul>
有効性	目的に合致し、最善の方法で成果・効果をあげるための「有効性」があり、費用対効果があるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助目的や金額に見合う成果・効果をあげているか</li> <li>・費用対効果があるか。</li> </ul>
妥当性	補助金以外の手法の検討、積算基準の見直し、補助根拠の明確化、適正な事務処理など「妥当性」があり、多額の剰余金、積立金を有していないか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の交付が最も有効な手段といえるか</li> <li>・補助金以外の手法がないか</li> <li>・補助金の積算基準を適宜見直しているか</li> <li>・規則や要綱など補助根拠が明確にされているか</li> <li>・事務処理等が適正か</li> <li>・市が団体等の事務局業務を行い、補助金とあわせて行政からの二重の支援を受けていないか</li> <li>・多額の剰余金、積立金を有していないか</li> <li>・補助対象経費に占める補助金額の割合が、2分の1以下となっているか</li> <li>・補助率が2分の1を超えるものについて、その妥当性を示す明確な根拠があるか</li> </ul>

## 補助金適正化に向けた 10 の基準

補助金見直しの基本的な視点を踏まえるなかで、次の 10 基準を全て満たすよう、例外なく全事業を検証し、必要な措置を検討します。そのうえで、関係団体等との協議を進め、補助金の適正化を図ります。

### ①補助金の終期設定、サンセット方式<sup>※1</sup>の導入

まちづくり総合計画の 4 年目（実行計画最終年度）を全ての補助金の終期とし、終期の到来時にゼロベースで見直すなかで、新たな措置が講じられない限り、自動的に補助金を廃止します。そのうえで、真に必要なものに限り、何らかの形で補助を継続する場合は、その 4 年後（展望計画最終年度）を次の終期に設定します。

なお、事業アセスメントサイクル<sup>※2</sup>と連動し、終期到来前に先行して補助のあり方を検討する場合があります。

#### 【終期設定の例外】

- ・法令等により市の補助が義務付けられているもののほか、国や道の補助金を財源の一部として充当している事業のうち、市の負担が義務的なもの。
- ・他の市町村や広域的な団体との協議に基づき補助するもの。
- ・補助を受ける団体・事業の公益性が高く、かつ会費や負担金等で自主財源を確保することが著しく困難であるもの。
- ・その他、終期を定めることがその性格上なじまないもの。

※1 **サンセット方式**：予算や行政組織が肥大化することのないように、法律・予算・事業などに期限を設け、その期限を過ぎたら自動的に廃止する方式。

※2 **事業アセスメントサイクル**：庁議等での合議を経て、アセス対象として選定した事業に、廃止・統合等を含めた確実な見直しを義務づけるもので、土別市行財政運営戦略に位置付ける持続可能な行財政運営のための仕組み。

### ②運営補助の原則廃止、事業補助への移行

運営補助は、組織力や運営基盤が脆弱な初期段階の支援措置として、自立できるまでの一定期間について補助すべきものですが、補助金の長期化や補助金に依存した体質になりやすい側面もあることから、原則として、運営補助の廃止、または、目的・使途を明確にした事業補助への移行を進めていくものとします。

ただし、市民サービスの提供に関わる公共的団体や、行政側の要請等により設立された団体などについては、一定の配慮が必要であることから、段階的に進めるなど、団体が行う公益的な事業が円滑に行えるよう調整しながら適正化を図ります。

### ③補助金額・補助率の適正化、補助金総額の抑制

補助を受ける団体等と行政との役割分担や負担割合、事業の成果や進捗状況、補助を受ける団体等の財政状況等を勘案するなかで、適切かつ妥当な補助金額・補助率とし、原則として補助対象経費の 2 分の 1 以内の補助率とします。ただし、補助率を定めることが、その性質上なじまない補助金については、この限りではありません。また、人口減少や社会経済情勢の変化を踏まえ、特に 10 年以上にわたる長期の継続事業は、補助金総額の抑制に努めるものとします。

#### ④各種大会・イベント等に対する補助金の適正化

隔年開催、類似事業や慣例事業の統廃合、財源確保や経費節減等について検討するとともに、参加者数等に応じた適正規模となるよう、横断的な調整を図ります。

#### ⑤補助対象経費、算定基準の明確化

補助金等の公平性や透明性を高めるため、補助要綱等に補助目的・対象経費・補助率・補助限度額等を明確に定めることを原則とします。なお、次に示す経費については、事業の目的達成のために必要不可欠な場合を除き、原則的に補助対象外とします。

##### 【補助対象外経費】

- ・交際費、慶弔費
- ・懇親会等に要する経費
- ・積立金に充当される経費
- ・慰労的な視察研修等に要する経費
- ・他団体等に補助する経費（負担金を含む）
- ・賞金、賞品（景品）、金券類の提供に要する経費
- ・その他、社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費

#### ⑥重複・類似する補助金の整理・統合

目的や内容が重複・類似する補助金の整理・統合について、横断的な議論の中で積極的に検討し、必要に応じて一本化・再構築など、簡素化・省力化を図ります。

#### ⑦直営や委託等を含めた最適な支出方法への転換

行政による直営や委託等を含め、最適な支出方法を検討し、特に経費の全額を補助する事業については、原則的に委託へ切り替えます。

#### ⑧自主自立に向けた取り組みの強化

補助を受ける団体等が会費の徴収を含めた自主財源の確保に努めているか、自主自立に向けた創造性豊かな取り組みが進められているかを検証するとともに、市が団体等の事務局業務を行うなど、補助金と併せて行政からの二重支援とならないよう、自立に向けて行政の関与を必要最小限に見直します。

#### ⑨補助金に関する情報公開の徹底

補助金の公平性や透明性を高めるうえで、また、市民協働を推進するためにも、補助制度の周知を図るとともに、対象者等の選定・補助金の使途・補助効果等の情報について積極的に公表します。

#### ⑩適切な事務処理とチェックシートの作成

補助金交付決定前の事前着手など、不適切な事務処理の見直しを徹底するとともに、補助金適正化の達成状況を確認するためのチェックシート（別添様式）を作成し、基準を満たしていない場合は合理的な説明を求めるものとします。

## 2019年度から2020年度の補助金見直しの流れ

### ① 補助金の評価・検証

「基本的視点」に合致し、適正に事業が行われているかを評価・検証します



### ② 補助金のあり方の検討

「補助金適正化10基準」を満たすために、必要な措置を検討します



### ③ 補助金見直し方針の決定

上記①②を踏まえ、継続、整理・統合、減額、廃止等の方向性を判断のうえ、補助金の見直し方針案を決定します



### ④ 補助金交付団体との調整

見直しの方針案（任意様式）を財政課に提出のうえ、関係団体と協議します



### ⑤ 新年度予算に反映

補助要綱等に補助目的・対象経費・補助率等を明確に定めたうえで予算に反映

※上記の流れに沿って見直しを行うにあたり、補助金チェックシート（別記様式）を作成します。

## 2021年度以降の補助金見直しの流れ

2021年度に補助金の終期を迎えることから、基本的には全ての補助金が自動的に廃止となります。そのなかで、何らかの形で補助の継続が必要な事業は、ゼロベースから見直し、改めて上記①～⑤の流れを踏まえ、真に必要な補助金に限って、適正な金額に抑制するなかで予算に反映します。以降4年ごとの終期到来年度にこれを繰り返し、補助金の適正化を図ります。

## 補助金の新設・拡充の取り扱いについて

補助金を新設または拡充する場合は、本ガイドラインの「基本的視点」と「補助金適正化10基準」を満たすとともに、既存事業とのスクラップ・アンド・ビルドとすることを基本に、原則として、まちづくり総合計画の実行計画または展望計画の最終年度に終期を設定します。

## 主な基準の適正化スケジュール

### ①補助事業の終期設定、サンセット方式の導入

実行計画期間			展望計画期間			
2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
アセス対象事業に選定された補助金のあり方検討	アセス対象事業の補助金一部廃止	終期にあたる最終年度内に全補助金の方向性を検討	廃止 または 見直しのうえ継続 ※改善なしに単純な事業継続をしない			
一部を除き全補助金の終期を原則2021年度とし、実行計画期間中に廃止または見直しを検討			一部を除き全補助金の終期を2025年度とし、展望計画期間中に廃止または見直しを検討(以降4年ごとに廃止または見直しを検討する)			

### ②運営補助の原則廃止、事業補助への移行

実行計画期間			展望計画期間			
2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
概ね10事業を廃止または事業補助へ	概ね10事業を廃止または事業補助へ	概ね10事業を廃止または事業補助へ	残りの事業のあり方を検討			
目標に達しない場合は、事業アセスメントサイクルに基づき、アセス対象事業として選定し適正化を図る(少額補助事業→事業補助への早期移行、または廃止)						

### ③補助金額・補助率の適正化、補助金総額の抑制

実行計画期間			展望計画期間			
2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
補助率・補助金額見直し検討(2020予算に反映)			補助率原則1/2以内完全実施			

### ④大会・イベント等に対する補助金の適正化

実行計画期間			展望計画期間			
2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
実行計画期間中の統廃合・隔年開催を検討		展望計画に向けて統廃合・隔年開催を検討			次期計画に向けて統廃合・隔年開催を検討	
統廃合・隔年開催等を促進するため、事業アセスメントサイクルに基づき、アセス対象事業として選定し適正化を図る			統廃合・隔年開催等を促進するため、事業アセスメントサイクルに基づき、アセス対象事業として選定し適正化を図る			

## ガイドラインに基づく見直しの検証・公表

厳しい財政状況のなかで補助金を交付するにあたり、市民に対する補助金の有効性や費用対効果などについての十分な説明責任を果たす必要があります。効率的かつ効果的に適正な補助がなされるようチェック体制の強化を図るとともに、ホームページ等で積極的に公表します。

- ①社会経済情勢や市民ニーズの変化に対応した最適な補助制度としていくため、4年ごとに評価・検証を行うものとします。
- ②士別市行財政運営戦略に基づく戦略レビュー等において、適宜検証を行い、必要に応じて行財政改革推進会議や行財政改革懇談会に諮るものとします。
- ③補助金見直しの実施状況について、ホームページ等で市民に公表します。

## ガイドライン適用の例外について

- 補助金の分類における「①国・道等の制度に基づく補助」については、本ガイドラインの適用対象外とします。
- 補助金交付規則取扱要領第14条に該当する5団体については、実施する事業活動の公益性の度合いや財政状況等を考慮すると、一律に見直すことが困難である側面も有しており、本ガイドラインの適用対象外としますが、ガイドラインの趣旨を踏まえ、可能な限りその適正化に努めるものとします。

### 士別市補助金交付規則取扱要領（抜粋）

第14条 団体運営補助金の交付にあたり、公益的な事務を行う法人として次の各号に定めるものについては、この要領は適用しない。

- (1) 社会福祉法人 士別市社会福祉協議会
- (2) 士別商工会議所
- (3) 朝日商工会
- (4) 士別市中心商店街振興組合
- (5) 財団法人 士別市体育協会

令和 年度 補助金チェックシート

補助金の名称									
所管課名					担当者名				
予算科目番号・分類		大事業	中事業	小事業	款	項	目	補助金の分類番号	
事業の目的・概要									
補助開始年度		年度			補助基準等改正年度		年度		
補助根拠規定等名称		条例・規則・要綱・その他							
補助金積算内訳		総事業費		補助対象経費		補助率		補助上限額	
		千円		千円		%		千円	
		積算内容等							
収入内訳		補助金		事業収入	会費等	繰越金	その他	合計	積立金等 残高
		市	その他						
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
項目		既に適正である	見直しの余地あり	非該当	評価理由等				
基本的視点	公益性			/					
	必要性			/					
	公平性			/					
	自主性			/					
	透明性			/					
	有効性			/					
	妥当性			/					
補助金適正化10基準	①サンセット方式の導入（補助先との協議等）								
	②運営補助の原則廃止・事業補助への移行								
	③補助金額・補助率の適正化、総額の抑制								
	④大会・イベント等補助金の適正化								
	⑤補助対象経費・算定基準の明確化								
	⑥重複・類似する補助金の整理・統合								
	⑦最適な支出方法への転換（委託や直営等）								
	⑧自主自立に向けた取り組みの強化								
	⑨情報公開の徹底								
	⑩チェックシートの作成	○		/					